

# 広報やまなしへの「市長への手紙」など

## 市民からの意見への回答・掲載基準

平成 29 年 3 月

市では広聴手段として「市長への手紙」また、メール・ホームページ問い合わせフォームからの問い合わせなどを受け付けています。また、随時電話などでも意見が寄せられます。

その中で、広報誌面への掲載の希望があった場合、必要に応じて掲載を実施をしますが、その場合の基準を定めるものです。

### <<掲載できるもの>>

- ① 市に提出された意見（市長への手紙など）、または問い合わせの中で、氏名・住所・電話番号・メールアドレスなどの連絡先があり、「広報誌面上で回答して欲しい」との希望があるもの。
- ② 匿名・連絡先不明で提出された意見（市長への手紙など）、または問い合わせなどの中でも、その内容について広報で回答することにより、市政の推進また協働の取り組みなどに対して寄与する内容となると担当課が判断し、広報誌面へ掲載が可能であると判断するもの。